

非稼働病棟を持つ医療機関の今後の方針の意向調査票（案）

医療機関名			
電話番号		所在市町名	

【平成 30 年 月 日 時点】

※回答の取扱い

回答いただきました内容につきましては、地域医療構想に係る調整会議及び調整会議分科会のみで公表する予定ですが、マスコミ等へは個々の医療機関名や回答内容まで公表する予定ではありません。

また、本調査は、あくまで現時点の意向調査ですので、今回の回答により非稼働病棟の取扱いが縛られるものではありません。

1. 非稼働病棟の取り扱いの今後の方針について、以下の項目から選択ください。

項目番号	項 目		いずれかに○
1-1	後に譲りたい	具体的な後継者がいる	
1-2		具体的な後継者がいない	適当な方がいれば譲りたい
2	自身で病床を再開させたい		
3	非稼働病棟の部分は、無床としたい		
4	現状維持したい		

2. 項目番号「4」以外を選択された場合、その時期について以下の項目から選択ください。

いずれかに○	項目
	2年以内
	2年から5年以内
	5年から7年以内
	7年以上

※裏面もご参照ください。

※問1について、消防法施行令の改正（平成28年4月1日施行）に伴い、一定規模等の既存施設の医療機関は、平成37年6月30日までにスプリンクラーを設置する必要がありますので、この点も考慮いただきご回答をお願いいたします。

なお、このスプリンクラー設置に関し、県では国庫補助事業として補助事業を設けております。

スプリンクラー設置対象基準については、別紙をご参照ください。

(1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

	病院		有床診療所	
	療養病床又は一般病床を有するもの	左記以外のもの	定義上、療養病床又は一般病床を有するもののみ	
			病床数が4床以上(19床以下)	3床以下
下記以外のもの	設置義務		設置義務	対象外(3000㎡)
夜間における見守り体制	対象外 夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)を有する病院			
13診療科名のみ※	対象外(3000㎡)		対象外(3000㎡)	
施設構造(延焼抑制)	対象外(3000㎡)		対象外(3000㎡)	

※ 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科